



2026年4月1日

株式会社クラフティア

## 「クラフティアグループ人権方針」の策定について

株式会社クラフティア(以下、当社)は、このたび「クラフティアグループ人権方針」を策定しましたので、お知らせいたします。

当社はこれまで、「人をいかし、人を育てる人間尊重の企業をめざします」という企業理念のもと、「クラフティア行動憲章」を中核に据え、人権尊重を企業行動の前提として明確に位置付け、人権を尊重した事業活動に取り組んでまいりました。

事業活動における人権尊重は、企業の基本的かつ重要な責務であるとの認識のもと、クラフティアグループとしての人権尊重に対する考え方と姿勢を、独立文書の形で改めて明文化し、社内外に明確に示す必要があると考え、本方針を策定しました。

本方針は、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国内外の人権に関する規範を踏まえ、クラフティアグループが事業活動のあらゆる場面において、人権を尊重するための基本的な考え方と取り組みを示すものです。

今後は、本方針に基づき、人権尊重の取り組みを継続的に推進することで、持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の更なる向上を目指すとともに、心理的安全性の高い職場環境の整備を通じて、すべての従業員が安心して能力を発揮できる組織づくりを進めてまいります。

### ■添付資料

クラフティアグループ人権方針

以上

# クラフティアグループ人権方針

クラフティアグループは、「人をいかし、人を育てる人間尊重の企業をめざします」という企業理念のもと、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、その取り組みを強力に推進するため、『クラフティアグループ人権方針』をここに定め、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、クラフティアグループの企業価値向上を目指します。

## 1. 基本的な考え方

クラフティアグループは、国連で採択された『ビジネスと人権に関する指導原則』を人権尊重の枠組みとして捉え、積極的に活用するとともに、『国際人権章典』、『子供の権利とビジネス原則』等の国際的な人権規範を支持、尊重し、事業活動の全ての過程において、人権尊重の責任を果たします。

## 2. 適用範囲

本方針は、クラフティアグループの全ての役員及び従業員に適用します。  
また、取引先やビジネスパートナーの皆様にも、本方針への理解と支持を求めます。

## 3. 人権尊重の取り組み

### (1)差別の禁止

クラフティアグループは、人種、民族、言語、信条、宗教、国籍、出身地、年齢、性別、性的指向、性自認、疾病、障がい、雇用形態の違いなどを理由とするあらゆる差別を認めません。

### (2)ハラスメントの禁止

クラフティアグループは、業務、または性的、妊娠、出産、育児、介護などに関して、人権を侵害するあらゆるハラスメントを認めません。

### (3)児童労働・強制労働の禁止

クラフティアグループは、児童労働、強制労働、人身売買による労働などの不当な労働慣行を認めません。

### (4)労働基本権の尊重

クラフティアグループは、結社の自由、団体交渉権など、従業員の労働基本権を尊重します。

### (5)適切な賃金の支払い

クラフティアグループは、最低賃金法、同一労働同一賃金の原則を遵守するとともに、法規制にて定められた最低賃金以上の賃金を支払います。

### (6)働きやすい職場環境の整備

クラフティアグループは、適正な労働管理と過剰な労働時間の削減に努め、従業員が心身ともに健康で生き生きと働ける安全かつ、安心な職場環境を整備するとともにダイバーシティを推進し、心理的安全性を重視した職場づくりに取り組みます。

#### 4. サステナビリティ推進との連動

クラフティアグループは、本方針に基づく事業活動により、サステナビリティ推進におけるマテリアリティ(重要課題)である「多様な価値観を受容し、個々の能力を最大限発揮できる環境」の実現に努めます。

#### 5. 人権デュー・ディリジェンス

クラフティアグループは、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施し、事業活動が及ぼす人権への影響を特定・評価するとともに、負の影響の未然防止と軽減に努めます。

#### 6. 是正と救済

クラフティアグループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こした場合、または助長した場合、速やかにその影響を把握し、是正と救済に取り組みます。

#### 7. ステークホルダーとの対話

クラフティアグループの事業活動による人権への負の影響については、その影響を受けるステークホルダーとの対話を行います。

#### 8. 教育・啓発

クラフティアグループは、人権尊重の責任を果たすため、全ての役員及び従業員に対し、人権尊重の理解と実践に必要な教育・啓発活動を継続的にを行います。

#### 9. 情報開示

クラフティアグループは、本方針に基づく、人権尊重に関する取り組み状況について、適宜・適切に情報を開示します。

2026年4月1日

株式会社 クラフティア  
代表取締役社長執行役員  
石橋 和幸